災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書（案）

　西都市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、令和３年12月１日付けで締結した「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書」（以下「契約」という。）に基づき設置した自動販売機（以下「自販機」という。）内の商品の無償提供の取扱いについて、次のとおり協定する。

　（目的）

第１条　この協定は、災害時における自販機内の商品に係る無償提供の取扱いについて定めるものとする。

　（対象貸付物件）

第２条　この協定の対象とする自販機の貸付物件は、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **物件**  **番号** | **貸付場所** | **貸付面積** | **台数** |
| １ | 西都市役所新庁舎１階  （西都市聖陵町２丁目１番地） | 1.575㎡  （幅2,100mm×奥行き750mm） | １台 |
| ２ | 西都市役所新庁舎２階  （西都市聖陵町２丁目１番地） | 1.575㎡  （幅2,100mm×奥行き750mm） | １台 |

　（協力内容）

第３条　西都市内に震度５弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から乙の協力を必要と判断した場合は、乙は甲に対して次項以下の内容により協力するものとする。

２　乙は、第１項の要請があったときは、設置した自動販売機の機内在庫の商品を甲に無償で提供するものとする。

３　乙は、第１項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不備及び停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

４　乙は、前項に規定する協力事項を実施するために必要な物品、自販機の操作方法を明記した書面等をあらかじめ甲に提出しなければならない。

５　甲は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。

　（協力要請）

第４条　甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書【様式１】をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請ができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

　（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、契約の開始日から満了となる日までとする。ただし、契約が解除された場合は、契約の開始日から解除の日までとする。

　（管理運用）

第６条　乙は、この協定の有効期間中において、甲に自販機の専用鍵を貸与するものとする。ただし、無償提供時に鍵を必要としない自販機はこの限りではない。

２　甲は、専用鍵の貸与を受けるにあたり、乙に専用鍵の管理者を書面により通知するものとする。

３　甲は、専用鍵を紛失、破損等をしたときは、直ちに乙に通報するとともに、専用鍵の再製造に係る費用を負担しなければならない。

　（連絡窓口）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を常に書面により相互に明らかにしておくものとする。

　（費用負担）

第８条　この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。ただし、甲が必要があると認めた場合は、この限りではない。

　（協議）

第９条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

　この協定の成立を証するため、甲及び乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の

上、その１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　西都市聖陵町２丁目１番地

甲　　　西都市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　西都市長　橋　田　和　実

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙